

令和2年4月17日

報道関係者 各位

島原市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染症防止に係る臨時休業について

標記について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、島原市内全小・中学校で臨時休業を行いますので、お知らせします。

### 記

1 実施期日 4月22日（水）～ 5月6日（水）

2 対象校 島原市内全小・中学校

※ 別添資料 保護者あて文書

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市教育委員会 学校教育課 長岡 亨輔  
電話：0957-68-5472  
E-mail：gakkyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和2年4月17日

保護者 様

島原市教育委員会  
教育長 森本 和孝

## 島原市立小・中学校の臨時休業について（お知らせ）

このことについて、本県が緊急事態宣言の対象地域となり、本日、長崎県知事より、新型コロナウイルス感染及び拡大防止のため県内小・中学校において臨時休業の要請がなされたことを受け、本市として以下のとおり、すべての小・中学校を臨時休業としますのでお知らせします。

### 記

1 期間 令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）

### 2 休業期間の過ごし方

緊急事態宣言の趣旨を十分理解し、以下のような対応をお願いします。

（1）家庭若しくは学童保育等で過ごすことを原則とします。しかしながら、家庭若しくは学童保育等での対応が困難である家庭は学校に相談してください。

なお、前回の臨時休業と同様、対象は小学校1～3年生及び特別支援学級の児童生徒とします。

（2）学校から家庭学習用のプリントが出されますので、家庭において計画的に取り組ませてください。

（3）臨時休業期間中の社会体育、中学校の部活動は停止いたします。

（4）土日、祝祭日において家族で出かけられる場合も、3つの密（密閉、密集、密接）が想定される場所は極力避けてください。

### 3 その他

事態が急変し、臨時休業期間が延長されることも想定されますが、延長された場合のみ連絡することとします。連絡がない場合には、予定通り5月7日から学校は再開されます。